

目

次

頁

第 22 号議案	埼玉県手数料条例の一部を改正する条例	112
第 23 号議案	埼玉県新型コロナウイルス感染症対策推進基金条例の一部を改正する条例	117
第 24 号議案	埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例	118
第 25 号議案	埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例及び執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例	119
第 26 号議案	埼玉県個人番号の利用等に関する条例等の一部を改正する条例	121
第 27 号議案	職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例	123
第 28 号議案	彩の国みどりの基金条例の一部を改正する条例	124
第 29 号議案	埼玉県軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	125
第 30 号議案	介護保険法施行条例の一部を改正する条例	129

第二十二号議案

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例

第一条 埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の一部を次のように改正する。

別表都市整備部の項第九十五号を次のように改める。

九十五 削除

別表都市整備部の項第百二十二号中「、第百二十四号イ(2)」を「並びに第百二十四号イ(2)」に改め、「並びに第百二十六号イ(2)、ロ(2)及びハ(2)」を削り、同項第百二十六号金額の欄イ(2)中「合計」の下に「（知事が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。〔〕から〔四〕まで、ロ(2)及びハ(2)において同じ。）」を加える。

第二条 埼玉県手数料条例の一部を次のように改正する。

第三条第十九号中「第七十六号」を「第七十八号」に改め、同条第二十号中「第七十七号」を「第七十九号」に改め、同条第二十一号中「第七十八号」を「第八十号」に改め、同条第二十二号中「第七十九号」を「第八十一号」に改め、同条第二十三号中「第八十号」を「第八十二号」に改め、同条第二十四号中「第八十一号」を「第八十三号」に改め、同条第二十五号中「第八十二号」を「第八十四号」に改め、同条第二十六号中「第八十六号」を「第八十八号」に改める。

別表危機管理防災部の項第九号中「六千六百円」を「七千二百円」に、「四千六百円」を「五千三百円」に、「三千七百円」を「四千二百円」に改め、同項第十号中「四千七百円」を「五千三百円」に改め、同項第十五号中「五千七百円」を「六千六百円」に、「三千八百円」を「四千四百円」に改め、同項第二十七号中「ものをいう。」の下に「以下この号、」を加え、「するもの」を「するもの」に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第三十七条の四第一項の許可を受けた者の許可の申請に対する審査にあつては、六千円）」に改め、同項第三十一号中「（昭和四十二年法律第百四十九号）」を削る。

別表保健医療部の項第四十二号中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に、「大麻取扱者免許の」を「大麻草採取栽培者免許の」に、「大麻取扱者免許申請手数料」を「大麻草採取栽培者免許申請手数料」に改め、同項第四十三号中「大麻取締法第十条第五項」を「大麻草の栽培の規制に関する法律第六条第三項」に、「大麻取扱者の」を「大麻草採取栽培者の」に、「大麻取扱者

登録変更手数料」を「大麻草採取栽培者登録変更手数料」に改め、同項第四十四号中「大麻取締法第十条第六項」を「大麻草の栽培の規制に関する法律第七条第三項」に、「大麻取扱者免許証の」を「大麻草採取栽培者免許証の」に、「大麻取扱者免許証再交付手数料」を「大麻草採取栽培者免許証再交付手数料」に改める。

別表農林部の項第三十五号中「三百二十円」を「二百七十円」に改め、同項第四十五号から第四十七号までを次のように改める。

四十七 削除

別表農林部の項中第四十四号を第四十六号とし、第三十七号から第四十三号までを二号ずつ繰り下げ、第三十六号の次に次の二号を加える。

三十七 家畜伝染病予防法第三条の二第一項に規定する特定家畜伝染病防疫指針に基づき知事が認定する獣医師又は知事が登録する飼養衛生管理者が行う豚熱予防注射に係る豚熱予防液の管理	豚熱予防液の管理手数料	一頭分につき六十円
三十八 家畜伝染病予防法第三条の二第一項に規定する特定家畜伝染病防疫指針に基づき知事が登録する飼養衛生管理者が行う豚熱予防注射に	豚熱予防液接種票交付手数料	一件につき五百六十円

係る豚熱予防液

接種票の交付

別表都市整備部の項第一号中「第百十八号イ及び第百二十三号イ」を「第百十九号イ及び第百二十四号イ」に改め、同項第五号中「第百十一号ハ、第百十八号ハ及び第百二十三号ハ」を「第百十二号ハ、第百十九号ハ及び第百二十四号ハ」に改め、同項第百二十七号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十四条第三項」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第三十四条第三項」に改め、同号を同項第百二十八号とし、同項第百二十六号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十四条第三項」に改め、同号を同項第百二十八号とし、同項第百二十七号とし、同項第百二十五号中「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同号を同項第百二十九号とし、同項第百二十六号中「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同号を同項第百二十九号とし、同項第百二十七号とし、同項第百二十五号中「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「第百二十九号金額の欄」を「第百二十三号金額の欄」に改め、同号を同項第百二十九号とし、同項第百二十四号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同号を同項第百二十九号とし、同項第百二十四号中「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「第百二十四号イ(2)」を「第百二十五号イ(2)」に改め、同号を同項第百二十三号とし、同項第百二十一号中「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「第百二十四号イ(2)」を「第百二十五号イ(2)」に改め、同号を同項第百二十二号とし、同項第百二十二号中「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「第百二十七号」を「第百二十八号」に改め、同号を同項第百二十一号とし、同項第百二十号中「第百二十八号」に改め、同号を同項第百二十二号とし、同項第百二十号中「第百二十八号」に改め、同号を同項第百二十二号とし、同項第百十八号までを一号ずつ繰り下げ、同項第百十九号金額の欄」を「第百十九号金額の欄」に、「第百十九号金額の欄」を「第百十九号金額の欄」に改め、同号を同項第百二十一号とし、同項中第百十九号を第百二十号とし、第百十四号から第百十八号までを一号ずつ繰り下げ、同項第百十三号中「第百十一号金額の欄」を「第百十二号金額の欄」に、「第百十一号金額の欄」を「第百十二号金額の欄」に改め、同号を同項第百十四号とし、同項中第百十二号を第百十三号とし、第百十一号を第百十二号とし、同項第百十号中「第百十二号」を「第百十三号」に、「第百十三号」を「第百十四号」に改め、同号を同項第百十一号とし、同項中第百九号を第百十号とし、第九

十六号から第百八号までを一号ずつ繰り下げ、第九十五号を削り、第九十四号を第九十六号とし、第九十一号から第九十三号までを二号ずつ繰り下げ、同項第九十号中「第八十五号」を「第八十七号」に改め、同号を同項第九十二号とし、同項中第八十九号を第九十一号とし、第七十三号から第八十八号までを二号ずつ繰り下げ、同項第七十二号中「（昭和二十五年政令第三百三十八号）」を削り、同号を同項第七十四号とし、同項第七十一号の次に次の二号を加える。

七十二 建築基準 法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）	既存建築物の大規模修繕等に対する敷地と道路との関係の建築制限の緩和に係る認定申請手数料	二万七千円
七十三 建築基準 法施行令第百三 十七条の十二第 七項の規定に基 づく既存建築物 の大規模修繕等 の認定の申請に 対する審査 請手数料 る認定申 る認定申 請手数料	既存建築物の大規模修繕等に対する道路内における建築制限の緩和に係る認定申請手数料	二万七千円

附 則

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の規定 公布の日
- 二 第二条中埼玉県手数料条例別表危機管理防災部の項第九号、第十号及び第十

五号の改正規定 令和六年五月一日

三 第二条中埼玉県手数料条例別表保健医療部の項の改正規定 大麻取締法及び
麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十四号）の
施行の日

2

第二条の規定による改正後の埼玉県手数料条例別表危機管理防災部の項第九
号、第十号及び第十五号の規定並びに同表農林部の項第三十五号の規定は、当該
規定の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた
申請に係る手数料については、なお従前の例による。

令和六年二月二十日提出

埼玉県知事 大野元裕

提 案 理 由

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更等を踏まえ、知事認定獣医師等
が行う豚熱予防注射に係る豚熱予防液の管理手数料等の額を定めるとともに、危険
物取扱者試験手数料等の額を改定する等したいので、この案を提出するものである。

第二十三号議案

埼玉県新型コロナウイルス感染症対策推進基金条例の一部を改正する条例
埼玉県新型コロナウイルス感染症対策推進基金条例（令和二年埼玉県条例第三十
二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「まん延を防止し、並びに県民に対する医療提供体制の整備並びに」を
「影響を受けた」に改める。

附則第二項中「令和十年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間は、この条例による改
正前の埼玉県新型コロナウイルス感染症対策推進基金条例第一条に規定する事業
の推進に要する経費の財源に充てる場合については、第五条の規定にかかわらず、
基金を処分することができる。

（一般会計への繰入）

3 この条例による改正前の埼玉県新型コロナウイルス感染症対策推進基金条例第
一条に規定する事業の推進に要する経費の財源に充てるために積み立てた資金の
うち、新型コロナウイルス感染症の影響により経営の安定に支障が生じた者が金
融機関から受けた融資に係る利子補給に要する経費の財源に充てるために積み立
てた資金以外のものについては、第五条の規定にかかわらず、これを一般会計に
繰り入れるものとする。

令和六年二月二十日提出

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

提 案 理 由

埼玉県新型コロナウイルス感染症対策推進基金の設置目的を変更するとともに、
新型コロナウイルス感染症の影響を受けた県内中小企業者を支援するため、同基金
の設置期間を延長したいので、この案を提出するものである。

第二十四号議案

埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例

埼玉県職員定数条例（昭和三十年埼玉県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「七千百三十八人」を「七千百五十九人」に改め、同項第八号中「四百二十七人」を「四百三十九人」に改め、同項第九号中「百七人」を「百十一人」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

令和六年二月二十日提出

埼玉県知事 大野元裕

提 案 理 由

児童虐待防止対策の強化等のため、職員の定数を改定したいので、この案を提出するものである。

第二十五号議案

埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例及び執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

（埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部改正）

第一条 埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例（平成二十二年埼玉県条例第六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

埼玉県本人確認情報等の利用及び提供に関する条例

第一条中「第三十条の八」を「第三十条の六第四項」に、「以下「都道府県知事保存本人確認情報」という。」を「第四条において「都道府県知事保存本人確認情報」という。」及び法第三十条の四十一第四項の都道府県知事保存附票本人確認情報（以下「都道府県知事保存本人確認情報等」と総称する。）」に改める。

第二条中「都道府県知事保存本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報等」に改める。

第五条の見出し中「本人確認情報」を「本人確認情報等」に改め、同条中「第三十条の十五第一項第二号」の下に「及び第三十条の四十四の六第一項第二号」を加える。

第六条の見出し中「本人確認情報」を「本人確認情報等」に改め、同条中「第三十条の十五第二項第二号」の下に「及び第三十条の四十四の六第二項第二号」を加える。

第七条の見出し中「本人確認情報」を「本人確認情報等」に改め、同条中「第三十条の十五第二項第二号」の下に「及び第三十条の四十四の六第二項第二号」を加え、「都道府県知事保存本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報等」に改める。

第八条の見出し中「本人確認情報」を「本人確認情報等」に改め、同条中「都道府県知事保存本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報等」に改める。（執行機関の附属機関に関する条例の一部改正）

第二条 執行機関の附属機関に関する条例（昭和二十八年埼玉県条例第十七号）の一部を次のように改める。

別表第二住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十第一項に規定する本人確認情報の保護に関する審議会の項中「第三十条の四十第一項」の下に「（同法第三十条の四十四の十二において読み替えて準用する場合を含む。）」を、「に規定する本人確認情報」の下に「及び附票本人確認情報」を加え、「埼

玉県本人確認情報保護審議会」を「埼玉県本人確認情報等保護審議会」に改める。

第三条 執行機関の附属機関に関する条例の一部を次のように改める。

別表第二住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十第一項（同法第三十条の四十四の十二において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する本人確認情報及び附票本人確認情報の保護に関する審議会の項中「第三十条の四十四の十二」を「第三十条の四十四の十三」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）第二条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の六に一項を加える改正規定及び同法第四章の二の次に一章を加える改正規定の施行の日から施行する。ただし、第三条並びに次項及び附則第三項の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の施行の日から施行する。
- （調整規定）

- 2 この条例の施行の日が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日後である場合には、第三条の規定は適用しない。
- 3 前項の場合において、第二条のうち執行機関の附属機関に関する条例別表第一の改正規定中「第三十条の四十四の十二」とあるのは「第三十条の四十四の十三」とする。

令和六年二月二十日提出

埼玉県知事 大野元裕

提 案 理 由

住民基本台帳法の一部改正に伴い、附票本人確認情報の利用及び提供に関し必要な事項を定めるとともに、規定の整備をしたいので、この案を提出するものである。

第二十六号議案

埼玉県個人番号の利用等に関する条例等の一部を改正する条例

(埼玉県個人番号の利用等に関する条例の一部改正)

第一条 埼玉県個人番号の利用等に関する条例（平成二十七年埼玉県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の二号を加える。

- 五 特定個人番号利用事務 法第十九条第八号に規定する特定個人番号利用事務をいう。
- 六 利用特定個人情報 法第十九条第八号に規定する利用特定個人情報をいう。

第四条第一項中「法別表第二の第二欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第三項中「法別表第二の第二欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第四欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

別表第二の三の項中「法別表第二の二十六の項の第四欄に掲げる特定個人情報」を「児童福祉法（昭和二十二年法律第一百六十四号）による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報その他の利用特定個人情報」に改め、同表の四の項中「法別表第二の第二欄に掲げる事務（法第十九条第八号の規定により同表の第四欄に掲げる）」を「特定個人番号利用事務（利用特定個人情報のうち）」に改め、「児童福祉法（昭和二十二年法律第一百六十四号）による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報その他の利用特定個人情報」に改め、同表の四の項中「法別表第二の第二欄に掲げる事務（法第十九条第八号の規定により同表の第四欄に掲げる）」を「特定個人番号利用事務（利用特定個人情報のうち）」に改め、「（昭和二十二年法律第一百六十四号）」を削る。

別表第三の二の項及び八の項中「法別表第二の第二欄に掲げる事務（法第十九条第八号の規定により同表の第四欄に掲げる）」を「特定個人番号利用事務（利用特定個人情報のうち）」に改める。

（埼玉県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第二条 埼玉県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例（令和四年埼玉県条例第三号）の一部を次のように改正する。

- 別表第二の三の項の改正規定を削る。
- 附則第二号を次のように改める。

二 削除

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の施行の日から施

行する。

(調整規定)

- 2 この条例の施行の日が埼玉県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例第二条のうち埼玉県個人番号の利用等に関する条例別表第二の三の項の改正規定の施行の日以後である場合には、第二条の規定は適用しない。
- 3 前項の場合において、第一条のうち埼玉県個人番号の利用等に関する条例別表第二の三の項の改正規定中「別表第二の二十六の項の第四欄」とあるのは「別表第二の三十七の項の第四欄」とする。

令和六年二月二十日提出

埼玉県知事 大野元裕

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものである。

第二十七号議案

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
職員の定年等に関する条例（昭和五十九年埼玉県条例第四号）の一部を次のように
に改正する。

第六条中「占める職」の下に「並びに人事管理上の必要性に鑑み、当該職員の退
職の日に限り臨時に置かれる警察職員の職」を加える。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

令和六年二月二十日提出

埼玉県知事 大野元裕

提 案 理 由

人事管理上の必要性に鑑み、管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職
から、警察職員が殉職等により昇任する場合に臨時に置かれる職を除外したいの
で、この案を提出するものである。

第二十八号議案

彩の国みどりの基金条例の一部を改正する条例

彩の国みどりの基金条例（平成二十年埼玉県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「百分の一・五」を「百分の一」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 知事は、この条例の施行後五年以内に、この条例による改正後の規定について検討を加え、必要に応じ見直しを行うものとする。

令和六年二月二十日提出

埼玉県知事 大野元裕

提 案 理 由

彩の国みどりの基金に積み立てる自動車税の種別割に係る歳入の金額の割合を変更したいので、この案を提出するものである。

埼玉県軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

埼玉県軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年埼玉県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一百条の二」を「第一百条の三」に改める。

第十条第二項第三号中「第十七条第三項に規定する」を「第十七条第四項の規定による」に改め、同項第四号中「第三十二条第二項の」の下に「規定による」を加え、同項第五号中「第三十三条第二項の」を「第三十三条第三項の規定による」に改め、「同条第三項の」を削る。

第二十八条中第二項を第七項とし、第一項の次に次の五項を加える。

2 軽費老人ホームは、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。

一 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

二 当該軽費老人ホームからの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 軽費老人ホームは、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。

4 軽費老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第二百四十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 軽費老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 軽費老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となつた場合においては、再び当該軽費老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第二十九条第一項中「重要事項」の下に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第二項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同

項」を「前項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 軽費老人ホームは、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第四十条中「第十七条第三項」を「第十七条第四項」に、「同項第五号中「第十三条第二項」とあるのは「第三十九条において準用する省令第三十三条第二項」を「同項第五号中「第三十三条第三項」とあるのは「第三十九条において準用する省令第三十三条第三項」に改める。

第四十条の二第一項中「、交付」を削る。

第四十九条第二項中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第六十五条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第一項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に、「協力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第三号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

一 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

二 当該養護老人ホームからの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

三 入所者の病状が急変した場合等において、当該養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第六十五条中第二項を第六項とし、第一項の次に次の四項を加える。

2 養護老人ホームは、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。

3 養護老人ホームは、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 養護老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となつた場合においては、再び当該養護

老人ホームに速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

第七十八条第二項中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第九十一条の二中「医師」の下に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の二項を加える。

2 特別養護老人ホームは、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、一年に一回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第九十二条第二項中「第百条の二」を「第百条の三」に改める。

第九十六条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第一項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に、「協力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第三号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

一 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

二 当該特別養護老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

三 入所者の病状が急変した場合等において、当該特別養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第九十六条中第二項を第六項とし、第一項の次に次の四項を加える。

2 特別養護老人ホームは、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。

3 特別養護老人ホームは、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 特別養護老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 特別養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となつた場合においては、再び当該特別養護老人ホームに速やかに入所させができるよう努めなければならない。

ない。

第四章第二節中第百条の二の次に次の一条を加える。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第百条の三 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおける業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るために、当該特別養護老人ホームにおける入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置その他情報通信機器（第百十六条第一項において「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第百十一条中「第百条の二まで」を「第百条の三まで」に改める。

第百十六条第一項中「テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下この項において「テレビ電話装置等」という。）」を「テレビ電話装置等」に改める。

第百十七条中「、第百条及び第百条の二」を「及び第百条から第百条の三まで」に、「第百条の二まで」を「第百条の三まで」に改める。

第百二十一条中「第百条、第百条の二」を「第百条から第百条の三まで」に、「第百条の二まで」を「第百条の三まで」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

令和六年二月二十日提出

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

提 案 理 由

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、軽費老人ホーム等に係る運営に関する基準を改定等したいので、この案を提出するものである。

第三十号議案

介護保険法施行条例の一部を改正する条例

第一条 介護保険法施行条例（平成二十四年埼玉県条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

- 「第五章 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準
　　第一節 総則（第三百八十五条・第三百八十六条）
　　第二節 人員に関する基準（第三百八十七条）
　　第三節 設備に関する基準（第三百八十八条—第三百九十条）
　　第四節 運営に関する基準（第三百九十二条—第四百二十四条）
　　第五節 ユニット型指定介護療養型医療施設の基本方針並びに設備
　　に関する基準

- 第一款 この節の趣旨及び基本方針（第四百二十五条・第四百二
　　第二款 設備に関する基準（第四百二十七条—第四百二十九条）
　　第三款 運営に関する基準（第四百三十条—第四百三十八条）
　　第六節 雜則（第四百三十八条の二）

及び運営に「第五章 削除」に改める。

十六条)

」

第二十四条を次のように改める。

（指定訪問介護の具体的取扱方針）

第二十四条 指定訪問介護の具体的取扱方針に係る基準は、省令第二十三条に規定する基準の例によることとする。

第三十四条第一項中「重要事項」の下に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第二項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 指定訪問介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなけ

ればならない。

第四十二条第二項第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第五号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 省令第二十三条第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第四十二条の三中「省令第九条」との下に「、第二十四条中「第二十三条」とあるのは「第三十九条の三において準用する省令第二十三条」とを、「省令第三十七条の二」との下に「、第四十二条第二項第三号中「第二十三条」とあるのは「第三十九条の三において準用する省令第二十三条」と、同項第六号中「第三十七条」とあるのは「第三十九条の三において準用する省令第三十七条」とを加える。

第四十七条中「前項」との下に「、第二十四条中「第二十三条」とあるのは「第四十三条において準用する省令第二十三条」とを加え、「第四十二条第二項第五号」を「第四十二条第二項第三号中「第二十三条」とあるのは「第四十三条において準用する省令第二十三条」と、同項第六号」に改める。

第五十八条第二項第一号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 省令第五十条第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第六十三条中「省令第五十条」との下に「、第五十八条第二項第二号中「第五十条」とあるのは「第五十八条において準用する省令第五十条」と、同項第五号中「第五十四条」とあるのは「第五十八条」とを加える。

第一百五十五条を次のように改める。

(指定通所介護の具体的取扱方針)

第一百五十五条 指定通所介護の具体的取扱方針に係る基準は、省令第九十八条に規定する基準の例によることとする。

第一百十二条第二項第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第五号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第六号とし、同項

第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 省令第九十八条第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第一百五条中「第百五条第二号」を「第百五条中「第九十八条」とあるのは「第一百五条の三において準用する省令第九十八条」とし、「同項第三号」を「同項第三号中「第九十八条」とあるのは「第百五条の三において準用する省令第九十八条」と、同項第四号に、「同項第四号」を「同項第五号」に改め、「「第三十八条」と、同項第四号」との下に、「同項第六号中「第百四条の三」とあるのは「第一百八条第二項」との下に、「同項第六号中「第百四条の三」とあるのは「第一百五条の三において準用する省令第百四条の三」と」を加える。

第一百三十五条中「前項」との下に「、第百五条中「第九十八条」とあるのは「第一百九条において準用する省令第九十八条」とを、「省令第百四条」との下に「、第百十二条第二項第三号中「第九十八条」とあるのは「第一百九条において準用する省令第九十八条」と、同項第六号中「第百四条の三」とあるのは「第一百九条において準用する省令第百四条の三」と」を加える。

第一百四十条第三号中「認知症」の下に「（法第五条の二第一項に規定する認知症をいう。）」を加える。

第一百六十七条の次に次の一条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第一百六十七条の二 指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第一百六十八条第二項第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、「（省令第百二十八条第四項の身体的拘束等をいう。以下同じ。）」を削り、同項第四号から第六号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第一百九十三条中「、診療所」を「又は診療所」に改め、「又は病院の老人性認知症疾患養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされ

た介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。」を削る。

第二百三条第二号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」を削り、「療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟」を「療養病床」に改める。

第二百四条第二項中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第二百五条中「、第百六十六条及び第百六十七条」を「及び第百六十六条から第百六十七条の二まで」に改める。

第二百十六条中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第二百二十九条の次に次の二条を加える。

（口腔衛生の管理）

第二百二十九条の二 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第二百三十五条中第二項を第七項とし、第一項の次に次の五項を加える。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。

一 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

二 当該指定特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。

4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関が第二種協定指定医療機関である場合は、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染

症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

- 6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となつた場合においては、再び当該指定特定施設に速やかに入居させることができるよう努めなければならない。

第二百三十七条第二項中「に規定する」を「の規定による」に改める。

- 第二百三十八条中「及び第百六十六条」を「、第百六十六条及び第百六十七條の二」に改める。

第二百四十八条第二項中「に規定する」を「の規定による」に改める。

- 第二百五十二条中「介護保険法施行令」の下に「(平成十年政令第四百十二号)」を加える。

第二百五十六条を次のように改める。

(指定福祉用具貸与の具体的な取扱方針)

- 第二百五十六条 指定福祉用具貸与の具体的な取扱方針に係る基準は、省令第百九十九条に規定する基準の例によることとする。

- 第二百五十七条第一項中「内容」の下に「、福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行う時期」を加え、同条中第六項を第八項とし、同条第五項中「福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い」を「モニタリングの結果を踏まえ」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

- 5 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、モニタリングを行うものとする。ただし、対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から六月以内に少なくとも一回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。

- 6 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る居宅サービス計画を作成した指定居宅介護支援事業者に報告しなければならない。
- 第二百六十二条第一項中「重要事項」の下に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第二項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の二項を加える。
- 3 指定福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

- 第二百六十三条第二項第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同

項第六号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 省令第一百九十九条第七号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第二百六十四条中「第一百八条第一項、第二項及び第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第二項」を「第一百八条第二項」に改め、「サービス利用」との下に「、同条第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」とあるのは「サービスの利用」との下に「、同条第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」とを、「前項」との下に「、第二百五十六条中「第一百九十九条」とあるのは「第二百六条において準用する省令第一百九十九条」と、「省令第二百三条」との下に「、第二百六十三条第二項第三号中「第一百九十九条」とあるのは「第二百六条において準用する省令第一百九十九条」と、「省令第二百三条」とあるのは「第二百六条において準用する省令第二百五十九条」と、「省令第二百五条」とあるのは「第二百六条において準用する省令第二百五十九条」と、同項第七号中「第二百五条」とあるのは「第二百六条」とを加える。

第二百六十六条中「第一百八条第一項、第二項及び第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第二項」を「第一百八条第二項」に改め、「サービスの利用」との下に「、同条第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」とを、「前項」との下に「、第二百五十六条中「第一百九十九条」とあるのは「第二百六条において準用する省令第一百九十九条」と、「省令第二百三条」との下に「、第二百六十三条第二項第三号中「第一百九十九条」とあるのは「第二百六条において準用する省令第一百九十九条」と、「省令第二百三条」とあるのは「第二百六条において準用する省令第二百五十九条」と、「省令第二百五条」とあるのは「第二百六条において準用する省令第二百五十九条」と、「省令第二百五条」とあるのは「第二百六条」とを加える。

第二百七十二条第一項中「及び第二百七十四条第一号」を削る。

第二百七十四条を次のように改める。

(指定特定福祉用具販売の具体的な取扱方針)

第二百七十四条 指定特定福祉用具販売の具体的な取扱方針に係る基準は、省令第二百四十四条に規定する基準の例によることとする。

第二百七十五条を次の一項を加える。

5 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、特定福祉用具販売計画の作成後、当該特定福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

第二百七十六条第二項第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第五号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第四号とし、

同項第二号の次に次の二号を加える。

- 三 省令第二百四十四条第七号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第二百七十七条中「第一百八条第一項、第二項及び第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第二項」を「第一百八条第二項」に改め、「サービス利用」との下に「、同条第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

- 第二百七十七条の二第一項中「、第四百三十八条の二」を削る。

第三百一条の二中「医師」の下に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の二項を加える。

2 指定介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、一年に一回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第三百十条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第一項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に、「協力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第三号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）」に改め、同項に次のただし書き及び各号を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

一 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

二 当該指定介護老人福祉施設からの診療の求めがあつた場合において診療を行いう体制を、常時確保していること。

三 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。第三百十条中第二項を第六項とし、第一項の次に次の四項を加える。

2 指定介護老人福祉施設は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場

合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 指定介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となつた場合においては、再び当該指定介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第三百十一条第一項中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、「重要事項」の下に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第二項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の二項を加える。

3 指定介護老人福祉施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第三百十七条の二の次に次の二項を加える。

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第三百十七条の三 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護老人福祉施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第三百十九条第二項中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第三百四十九条第一項中「協力病院」を「協力医療機関」に改める。

第三百六十四条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第一項中「協力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第三号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）」に改め、同項に次の二項を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

一 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

二 当該介護老人保健施設からの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

三 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護老人保健施設の医師又

は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第三百六十四条中第二項を第六項とし、第一項の次に次の四項を加える。

- 2 介護老人保健施設は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。

- 3 介護老人保健施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

- 4 介護老人保健施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

- 5 介護老人保健施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となつた場合においては、再び当該介護老人保健施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

- 第三百六十五条第一項中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、「重要事項」の下に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第二項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の二項を加える。

- 3 介護老人保健施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第三百七十二条の二の次に次の二項を加える。

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

- 第三百七十三条 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護老人保健施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第三百七十二条第二項中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第五章を次のように改める。

第五章 削除

第三百八十五条から第四百三十八条の二まで 削除

第四百三十八条の十九第一項中「協力病院」を「協力医療機関」に改める。

第四百三十八条の三十四の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第一項中「協力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第三号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

一 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

二 当該介護医療院からの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

三 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護医療院の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第四百三十八条の三十四中第二項を第六項とし、第一項の次に次の四項を加える。

2 介護医療院は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。

3 介護医療院は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 介護医療院は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 介護医療院は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となつた場合においては、再び当該介護医療院に速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

第四百三十八条の三十五第一項中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、「重要事項」の下に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第二項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の二項を加える。

3 介護医療院は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第四百三十八条の四十の二の次に次の二項を加える。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第四百三十八条の四十の三 介護医療院は、当該介護医療院における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護医療院における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第四百九十二条の四第一項中「認められる重要事項」の下に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第二項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第四百九十三条第二項第一号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 省令第五十七条第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第五百条中「省令第五十三条の十の二」との下に「、第四百九十三条第二項第二号中「第五十七条」とあるのは「第六十一条において準用する省令第五十七条」と、同項第五号中「第五十三条の十」とあるのは「第六十一条において準用する省令第五十三条の十」とを加える。

第五百二十四条第一号中「第二条に規定する担当職員」を「第二条第一項に規定する担当職員及び同条第二項に規定する介護支援専門員」に改める。

第五百七十七条第二項中「第二条に規定する担当職員」を「第二条第一項に規定する担当職員及び同条第二項に規定する介護支援専門員」に、「前項各号」を「同項各号」に改める。

第五百七十九条の次に次の二条を加える。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第五百七十九条の二 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防短期入

所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第五百八十一条第二項中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第六百四十四条中「、診療所」を「又は診療所」に改め、「又は病院の老人性認知症疾患療養病棟」を削る。

第六百八十八条第二号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」を削り、「療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟」を「療養病床」に改める。

第六百十九条第二項中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第六百二十条中「及び第五百七十九条」を「、第五百七十九条及び第五百七十一条の二」に改める。

第六百三十四条中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第六百四十九条の次に次の二条を加える。

（口腔衛生の管理）

第六百四十九条の二 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第六百五十三条中第二項を第七項とし、第一項の次に次の五項を加える。

- 2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。
 - 一 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - 二 当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
 - 3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。
 - 4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定

指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

- 6 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となつた場合においては、再び当該指定介護予防特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第六百五十五条第二項中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第六百五十六条中「第四百九十二条の十一まで（第四百九十二条の九第二項を除く。）」を「第四百九十二条の八まで、第四百九十二条の十から第四百九十二条の十一まで」に、「及び第五百七十八条の二」を「、第五百七十八条の二及び第五百七十九条の二」に改め、「同条中」を削る。

第六百七十二条第二項中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第六百七十三条中「第四百九十二条の十一まで（第四百九十二条の九第二項を除く。）」を「第四百九十二条の八まで、第四百九十二条の十から第四百九十二条の十一まで」に、「第六百五十条まで」を「第六百四十九条まで、第六百五十条」に改める。

第六百八十五条第一項中「認められる重要事項」の下に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第二項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第六百八十六条第二項第一号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 省令第二百七十八条第九号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
第六百八十九条を次のように改める。

（指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針）

第六百八十九条 指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針に係る基準は、省令第二百七十八条に規定する基準の例によることとする。

第六百九十条第一項中「期間」の下に「、介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行う時期」を加え、同条第五項中「当該介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（次項及び第七項において「モニタリング」という。）」を「モニタリング」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、対象福祉用具に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から六月以内に少なくとも一回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。

第六百九十二条中「省令第二百七十三条」との下に「、第六百八十六条第二項第二号中「第二百七十八条」とあるのは「第二百八十条において準用する省令第二百七十八条」と、同項第三号中「第二百七十三条」とあるのは「第二百八十条において準用する省令第二百七十三条」と、同項第六号中「第二百七十六条」とあるのは「第二百八十条」と、第六百八十九条中「第二百七十八条」とあるのは「第二百八十条において準用する省令第二百七十八条」とを加える。

第七百条第二項第一号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 省令第二百九十五条第八号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
第七百三条を次のように改める。

（指定特定介護予防福祉用具販売の具体的取扱方針）

第七百三条 指定特定介護予防福祉用具販売の具体的取扱方針に係る基準は、省令第二百九十五条に規定する基準の例によることとする。

第七百四条に次の一項を加える。

5 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、特定介護予防福祉用具販売計画の作成後、当該特定介護予防福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。
附則第二条第四号を次のように改める。

四 削除

第二条 介護保険法施行条例の一部を次のように改正する。
第七十二条を次のように改める。

(指定訪問看護の具体的取扱方針)

第七十二条 指定訪問看護の具体的取扱方針に係る基準は、省令第六十八条に規定する基準の例によることとする。

第七十八条第二項第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第七号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 省令第六十八条第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第八十五条を次のように改める。

(指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第八十五条 指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針に係る基準は、省令第八十条に規定する基準の例によることとする。

第八十六条第一項中「医師及び」の下に「指定訪問リハビリテーションの提供に当たる」を、「言語聴覚士」の下に「（以下この条において「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」という。）」を加え、同条第五項中「リハビリテーション会議」の下に「（第一項に規定する訪問リハビリテーション計画又は第一百四十二条第一項に規定する通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法律第八条第二十四項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の担当者その他の関係者（第八節第四款において「構成員」という。）により構成される会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下の項において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。第八節第四款において同じ。）」を加え、「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受けた医療機関から退院した利用者に係る訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

第八十八条第二項第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第五号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 省令第八十条第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第九十五条を次のように改める。

(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第九十五条 指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針に係る基準は、省令第八十九条に規定する基準の例によることとする。

第九十七条第二項第一号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 省令第八十九条第一項第五号、第二項第四号及び第三項第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第一百三十七条中「第一百四十条第二号並びに第一百四十二条第一項及び第六項」を「第一百四十二条第一項及び第六項」に改める。

第一百四十条を次のように改める。

(指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針)

第一百四十条 指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針に係る基準は、省令第一百四十四条に規定する基準の例によることとする。

第一百四十二条第一項中「第三項及び第四項」を「以下この条」に改め、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「診療記録」を「診療録その他の診療に関する記録」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

第一百四十五条第二項第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項

第五号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 省令第百十四条第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第四百八十八条の七中「第五百二十四条第一号、」を削る。

第五百四条第二項中「（第五百十四条第十五号において「指定介護予防訪問看護を担当する医療機関」という。）」を削る。

第五百十一条第二項第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第七号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 省令第七十六条第九号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第五百十四条を次のように改める。

（指定介護予防訪問看護の具体的な取扱方針）

第五百十四条 指定介護予防訪問看護の具体的な取扱方針に係る基準は、省令第十七条に規定する基準の例によることとする。

第五百二十二条第二項第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第五号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 省令第八十六条第十一号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第五百二十四条を次のように改める。

（指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的な取扱方針）

第五百二十四条 指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的な取扱方針に係る基準は、省令第八十六条に規定する基準の例によることとする。

第五百二十五条中「第五百三十三条第二項において同じ。」を削る。

第五百三十条第二項第一号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第五号とし、同

項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 省令第九十五条第一項第四号、第二項第四号及び第三項第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第五百三十三条を次のように改める。

(指定介護予防居宅療養管理指導の具体的な取扱方針)

第五百三十三条 指定介護予防居宅療養管理指導の具体的な取扱方針に係る基準は、省令第九十五条に規定する基準の例によることとする。

第五百五十五条中「（第五百六十三条第二号において「介護予防通所リハビリテーション従業者」という。）」を削る。

第五百六十条第二項第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第五号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 省令第一百二十五条第十一号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第五百六十三条を次のように改める。

(指定介護予防通所リハビリテーションの具体的な取扱方針)

第五百六十三条 指定介護予防通所リハビリテーションの具体的な取扱方針に係る基準は、省令第一百二十五条に規定する基準の例によることとする。

第六百九十条第六項中「指定介護予防支援事業者」の下に「（法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。）」を加える。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年六月一日から施行する。

令和六年二月二十日提出

埼玉県知事 大野元裕

提 案 理 由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、指定居宅サービス等に係る運営に関する基準を改定等したいので、この案を提出するものである。